

島本町教育委員会 会議録（令和４年第１０回 定例会）

日 時	令和４年９月２１日（水） 午前９時３０分 ～ 午前１０時３０分
場 所	島本町役場３階 委員会室
出席者	中村りか教育長、高岡理恵教育委員、西尾一実教育委員、森田美佐教育委員、丸野亨教育委員
委員及び事務局職員	（教育こども部）岡本泰三部長、安藤鎌吾次長兼生涯学習課長兼体育館長、南田篤志次長兼子育て支援課長 （教育総務課）廣井信弥課長、上月健史参事、佐々木桃果 （教育推進課）佐々木淳平課長、森悠介参事、吉田裕亮参事 （子育て支援課） （生涯学習課）
欠席者	
委員	
議題及び議事の趣旨	第１０号報告 事務局職員人事の臨時代理について 第１１号報告 島本町文化財保護審議会委員の委嘱の臨時代理について 第２７号議案 令和４年度教育費補正予算（案）について
議決事項	第２７号議案
教育長の報告の要旨	別紙議事録のとおり
その他	傍聴者２名

教育長

本日、出席者は5名です。

定数を満たしておりますので、令和4年第10回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りいたします。会議録署名委員は、島本町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、森田教育委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、会議録署名委員は、森田教育委員に決定いたしました。よろしくお願いいたします。

それでは、第10号報告「事務局職員人事の臨時代理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第10号報告「事務局職員人事の臨時代理について」、御説明申し上げます。

本案件は、令和4年9月1日付けで発令された事務局職員の人事異動に関するものであり、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第8号の「事務局職員及び学校その他の教育機関の職員（府費負担教職員を除く。）の任免を行うこと。」に該当するため、本来であれば、教育委員会の議決を経る必要があったものでございます。

しかしながら、発令案が示されたのが発令内示日の間際となり、教育委員会の議決を経るための時間的余裕がございませんでしたので、教育長に対する事務委任規則第3条第1項前段の規定に基づき教育長が本案件に係る事務を臨時に代理し、同項後段の規定により、今回その報告をするものでございます。

それでは、今回臨時代理した内容について御説明いたします。

議案資料3ページをお開きください。

人事発令の内容につきましては、教育こども部生涯学習課主幹の奥野を、町長部局の都市創造部都市整備課主幹に異動したものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

教育委員

今の時期に異動するということは、今までにもあったのでしょうか。

教育総務課長 人事異動の時期についてでございますが、基本的には、4月1日の年度替わりの定期異動が主となりますが、それ以外にも、年度途中におきまして、その時々の方内の人員体制等の事情によりまして、人事異動がなされたことはございます。

教育委員 ということは、欠員ではなく他の異動に伴う異動ということでしょうか。

教育総務課長 このたびの異動につきましては、任命権者であります町長において、方内の体制等を考慮してなされたものであると、教育委員会といたしましては理解いたしております。

教育長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長 ないようでございますので、報告を承ったものといたします。

それでは、第11号報告「島本町文化財保護審議会委員の委嘱の臨時代理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

次長兼生涯学習課長 それでは、第11号報告「島本町文化財保護審議会委員の委嘱の臨時代理について」、御説明申し上げます。

本町では、文化財保護法に基づき、教育委員会の附属機関として島本町文化財保護審議会を設置し、町内に存する文化財の保護及び活用に努めております。

本案件は、JR島本駅西土地地区画整理事業の事業主が掘削行為を行ったことについて、急遽、令和4年9月1日に本審議会を開催し、大阪府職員を特別委員として議事に参与していただいたものでございます。教育長に対する事務委任規則第1条第1項第15号の「島本町文化財保護審議会委員の委嘱」に該当するため、本来であれば教育委員会の議決を図るべきではございますが、事務の都合上、教育委員会議を開催し、議決を経るための時間的余裕がございませんでしたので、教育長に対する事務委任規則第3条第1項前段の規定に基づき教育長が本案件に係る事務を臨時に代理し、同項後段の規定により、今回その報告をするものでございます。

資料7ページを御覧ください。今回、本審議会の特別委員として委嘱した方は、大阪府教育庁文化財保護課の岡田賢氏でございます。

任期は、令和4年9月1日でございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、報告を承ったものといたします。

それでは、第27号議案「令和4年度教育費補正予算（案）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第27号議案「令和4年度教育費補正予算（案）について」、御説明申し上げます。

本案件における教育予算の補正予算は、9月30日に開かれる町議会9月定例会議に提出予定のものであり、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号の「教育予算、条例の制定改廃その他議会の議決を経るべき事件の議案の意見聴取について回答すること。」の規定に該当するため、議会への提出前に、教育委員会の議決を求めるものでございます。

議案資料11ページをお開きください。

このたびの補正予算につきましては、いずれも、10月1日からの最低賃金の引上げに伴い、会計年度任用職員の一部の職種において報酬単価が見直されたことによる、報酬及び期末手当に係る予算の不足分を増額するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、以上をもちまして、令和４年第１０回教育委員会定例会
を閉会いたします。